

在宅医療・介護連携推進事業について

平成27年度 第2回大阪市地域包括支援センター運営協議会

平成27年9月

大阪市 福祉局 高齢福祉課

在宅医療・介護連携推進事業（介護保険の地域支援事業、平成27年度～）

- 在宅医療・介護の連携推進については、これまで医政局施策の在宅医療連携拠点事業（平成23・24年度）、在宅医療推進事業（平成25年度～）により一定の成果。それを踏まえ、介護保険法の中で制度化。
- 介護保険法の地域支援事業に位置づけ、市区町村が主体となり、郡市区医師会等と連携しつつ取り組む。
- 実施可能な市区町村は平成27年4月から取組を開始し、平成30年4月には全ての市区町村で実施。
- 各市区町村は、原則として（ア）～（ク）の全ての事業項目を実施。
- 事業項目の一部を郡市区医師会等（地域の中核的医療機関や他の団体を含む）に委託することも可能。
- 都道府県・保健所は、市区町村と都道府県医師会等の関係団体、病院等との協議の支援や、都道府県レベルでの研修等により支援。国は、事業実施関連の資料や事例集の整備等により支援するとともに、都道府県を通じて実施状況を把握。

○事業項目と取組例

（ア）地域の医療・介護の資源の把握

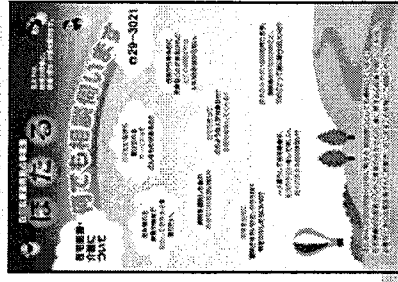
- ◆ 地域の医療機関の分布、医療機能
を把握し、リスト・マップ化
- ◆ 必要に応じて、連携に有用な項目
（在宅医療の取組状況、医師の相
談対応が可能な日時等）を調査
- ◆ 結果を関係者間で共有

（エ）医療・介護関係者の情報共有の支援

- ◆ 情報共有シート、地域連携パス等の活用
により、医療・介護関係者の情報共有を
支援
- ◆ 在宅での看取り、急変時の情報共有にも
活用

（キ）地域住民への普及啓発

- ◆ 地域住民を対象に
したシンポジウム等
の開催
- ◆ パンフレット、チャ
シ、区報、HP等を
活用した、在宅医
療・介護サービスに
関する普及啓発
- ◆ 在宅での看取りにつ
いての講演会の開催
等



（イ）在宅医療・介護連携の課題の抽出と 対応策の検討

- ◆ 地域の医療・介護関係者等が参画する会議を
開催し、在宅医療・介護連携の現状を把握し、
課題の抽出、対応策を検討

（ウ）切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の 構築推進

- ◆ 地域の医療・介護関係者の協力を得て、在宅
医療・介護サービスの提供体制の構築を推進

（オ）在宅医療・介護連携に関する相談支援

- ◆ 医療・介護関係者の連携を支援するコーデ
ィネーターの配置等による、在宅医療・介護連携
に関する相談窓口の設置・運営により、連携の
取組を支援。

（カ）医療・介護関係者の研修

- ◆ 地域の医療・介護関係者がグループワーク等を
通じ、多職種連携の実践を習得
- ◆ 介護職を対象とした医療関連の研修会を開催
等

（ク）在宅医療・介護連携に関する関係市区 町村の連携

- ◆ 同一の二次医療圏内にある市区町村や隣
接する市区町村等が連携して、広域連携
が必要な事項について検討

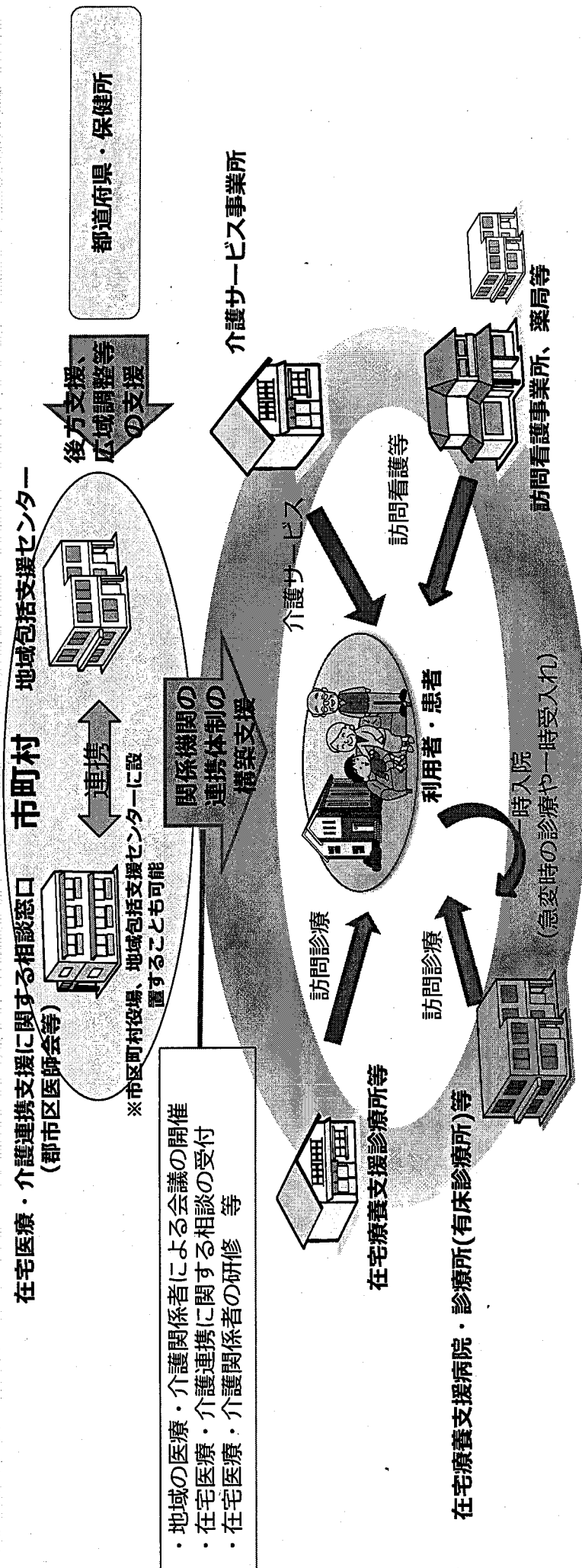
在宅医療・介護連携の推進

- 医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域における医療・介護の関係機関（※）が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療・介護を提供することが重要。

（※）在宅療養を支える関係機関の例

- ・診療所・在宅療養支援診療所・歯科診療所等（定期的な訪問診療等の実施）
- ・病院・在宅療養支援病院・診療所（有床診療所）等（急変時の診療・一時的な入院の受入れの実施）
- ・訪問看護事業所、薬局（医療機関と連携し、服薬管理や点滴・褥瘡処置等の医療処置、看取りケアの実施等）
- ・介護サービス事業所（入浴、排せつ、食事等の介護の実施）

- このため、関係機関が連携し、多職種協働により在宅医療・介護を一体的に提供できる体制を構築するため、都道府県・保健所の支援の下、市区町村が中心となって、地域の医師会等と緊密に連携しながら、地域の関係機関の連携体制の構築を推進する。



高齢者等在宅医療・介護連携に関する相談支援事業（モデル事業）概要

1 目的

高齢者等が疾病を抱えても住み慣れた地域で生活が続けられるよう、地域の医療・介護関係者等からの在宅医療・介護連携に関する相談などを受け付ける窓口を設置し、在宅医療・介護連携支援コーディネーターが連携調整、情報提供等の支援を行うことにより、多職種間の円滑な相互理解や情報共有が行える体制を構築することを目的とする。

2 定義

①相談窓口の名称

『東成区在宅医療・介護連携相談支援室』

②支援対象

原則、東成区の医療・介護関係者に対する支援

ただし、実情に応じて直接、地域住民に対応することも差し支えない

③支援内容

地域の医療機関や介護事業所等に対する連携調整や情報提供等

相談対象者については、原則、以下の者とする

・介護保険第1号被保険者（65歳以上）

・介護保険第2号被保険者（40歳から64歳の医療保険加入者で特定の疾病に該当する者）

3 業務内容

①相談窓口の設置・運営

②相談窓口の広報・周知

③医療機関や介護事業所等に関する情報収集及びリスト化

④医療・介護関係者からの相談受付及び支援（関係機関との調整や情報提供）

⑤本市が開催する在宅医療・介護連携に関する会議・研修等への参加、協力

⑥地域包括支援センターなどが開催する在宅医療・介護連携に関する会議に出席するなど 関係機関との連携強化

⑦切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築に向けた検討

⑧医療・介護関係者間の情報共有の支援

4 実施期間及び時間

平成27年8月1日～平成28年3月31日

月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く） 午前9時～午後5時

5 業務体制

在宅医療・介護連携支援コーディネーター（1名以上）

（医療・看護職、医療ソーシャルワーカーなど医療に関する知識を有し、かつ、介護支援専門資格を持つなど介護に関する知識も有し、実務経験を有する者で、相談内容に対し適切な対応ができる者）

在宅医療・介護連携相談業務(フロー図)

